

御嵩都市計画地区計画の決定（御嵩町決定）

御嵩都市計画可児御嵩インターチェンジ工業団地地区計画を次のように決定する。

名 称	可児御嵩インターチェンジ工業団地地区計画	
位 置	御嵩町顔戸字尻無の一部	
面 積	約 1.1ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の 目 標	<p>可児御嵩インターチェンジ工業団地は、当町の南西部に位置し、名古屋市の北東約 30km、岐阜市から東に約 30km の距離にあり、東海環状自動車道可児御嵩インターチェンジに近接しているという立地条件を活かすため開発造成された工業団地である。工業施設の集積を目指す本地区においては、街区の美観を保全するとともに、周辺環境と調和した機能的で潤いのある産業空間を形成することを本地区計画の目標とする。</p>
	土地利用の 方 針	<p>本地区は、農振農用地区域及び集落地に近接するため、工業生産活動及び周辺に及ぼす影響を考慮して、周辺環境に悪影響を及ぼさないような土地利用を定め、既存の良好な周辺環境の維持・保全を図るとともに、敷地内の緑化を推進するなど、良好な工業生産環境の推進及び周辺環境との調和を図る。</p>
	地区施設の 整備の方針	<p>本地区は開発造成事業により道路・公園・緑地等が計画されているが、公益上必要な施設を設ける場合を除き、その機能・環境が損なわれないよう維持・保全を図る。</p>
	建築物等の 整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 周辺環境の維持・保全を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 2. 活力と潤いある街区景観を保全するため、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。

地 区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模		公園及び緑地 0 m ²
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）別表第 2（を）項に掲げる建築物のほか、次の各号に掲げる建築物等は建築してはならない。</p> <p>（1）床面積が 15 m²を超える畜舎</p> <p>（2）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>（3）場内車券売場及び場内勝舟投票券発売所</p> <p>（4）法別表第 2（る）項第 1 号に掲げる建築物及び同項第 1 号（21）の事業の用に供する工作物</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	屋外広告物又は建築物の屋根及び壁面は、刺激的な原色や装飾を避け、落ち着いたものとする。

「区域は、計画図表示のとおり」